

設計・施工技術向上支援事業助成金実施要綱

(制定) 令和4年12月26日付4環気環第229号

(改正) 令和5年8月24日付5環気環第192号

(改正) 令和7年3月4日付6環気環第504号

(目的)

第1条 この要綱は、環境性能の高い住宅及び太陽光発電システムの施工の担い手を拡大するため、都内地域工務店に対して第一号及び第三号の取組を支援するとともに、都内太陽光発電システム施工事業者に対して第二号の取組を支援する設計・施工技術向上支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

- 一 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）第23条の7から第23条の9までに定める中小規模特定建築物（以下「中小規模特定建築物」という。）への断熱・省エネ性能の確保並びに、再生可能エネルギー設備の設置等の義務付け及び誘導を行う仕組み（以下「建築物環境報告書制度」という。）に対応していく環境性能の高い規格建築物の設計・施工等の技術向上に関する取組
- 二 太陽光発電システムの施工技術の向上に関する取組
- 三 東京ゼロエミ住宅を新たに建設するに当たって行われる設計・施工技術の向上に関する取組

(本事業の概要)

第2条 都は、建物供給事業者（条例第23条の7第1項で定める建物供給事業者から同条同項で定める特定供給事業者を除くものをいう。以下同じ。）に対して、建築物環境報告書制度に対応していく高い環境性能を有する中小規模特定建築物の設計及び施工並びに太陽光発電システムの施工等に関する技術向上に要する経費の一部を助成する。

- 2 都は、太陽光発電システム施工事業者に対して、中小規模特定建築物への太陽光発電システムの施工等に関する技術向上に要する経費の一部を助成する。
- 3 都は、建物供給事業者に対して、東京ゼロエミ住宅を新たに建設するに当たっての設計及び施工に関する技術向上に要する経費の一部を助成する。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

1 太陽光発電システム

太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナ（太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をいう。）、太陽電池の

架台その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。

2 太陽光発電システム施工事業者

中小規模特定建築物に太陽光発電システムの設置工事等を行う事業者をいう。

3 東京ゼロエミ住宅

住宅の断熱性能の確保と設備の効率化により断熱性能及び設備の省エネルギー性能の水準が高められた都内に存する住宅をいう。

4 中小規模特定建築物等

中小規模特定建築物及び建物供給事業者が一年間に大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の区域内において新たに建設し、若しくは新築する2千平方メートル未満の規格建築物（延べ面積が10平方メートル以下の建築物及び建築物省エネ法第18条各号のいずれかに該当する建築物を除く。）

5 義務基準

特定供給事業者が供給する中小規模特定建築物が適合するよう措置を講じなければならない次の基準をいう。

一 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）第13条の5の2第7項に規定する省エネルギー性能基準その他知事が別に定める事項

二 規則第13条の5の3第2項に規定する再生可能エネルギー利用設備設置基準その他知事が別に定める事項

三 規則第13条の5の4第1項及び第2項に規定する電気自動車充電設備整備基準その他知事が別に定める事項

6 誘導基準等

特定供給事業者が供給する中小規模特定建築物が満たすよう努めなければならない次の基準をいう。

一 条例第23条の7第2項に規定する東京都建築物環境配慮指針（令和5年東京都告示第639号。以下「配慮指針」という。）で定める誘導すべき省エネルギー性能基準その他知事が別に定める事項

二 条例第23条の8第2項に規定する配慮指針で定める誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準その他知事が別に定める事項

三 条例第23条の9第2項に規定する配慮指針で定める誘導すべき電気自動車充電設備整備基準その他知事が別に定める事項

四 配慮指針第3章第1に定める環境への負荷の低減を図るために必要な措置

7 中小企業者

建物供給事業者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）（以下「中小企業法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者（中小企業法第2条第5項に定める小規模企業者を含む。）ただし、中小企業者は次のいずれにも該当しないものとする。

- 一 国又は地方公共団体が出資するもの
- 二 次のいずれかに該当する大企業が実質的に経営に参画しているもの
 - ア 大企業が単独で発行済みの株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
 - イ 大企業が複数で発行済みの株式総数又は出資総額の3分の2を所有又は出資している場合
 - ウ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
 - エ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

8 提携他社

次条第1項に定める助成対象者が、設計、施工、その他中小規模特定建築物等の供給に係る業務を委託等している事業者のうち、中小企業者等に該当する事業者

(本事業の内容)

第4条 都は、次のとおり制度実施に向けた取組に要する経費を助成する。

1 助成対象者

次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 都内に本店又は支店を有し、都内に中小規模特定建築物等を供給した実績を有する建物供給事業者のうち、中小企業者に該当する者
- 二 都内に本店又は支店を有する太陽光発電システム施工事業者のうち、中小企業者に該当する者

2 助成対象事業

前項第一号に定める助成対象者においては第一号又は第三号のいずれかに該当するもの、同項第二号に定める助成対象者においては第二号に該当するものを対象とする。

- 一 自社又は提携他社と連携した取組による義務基準又は誘導基準等を満たす中小規模特定建築物の設計及び施工並びに中小規模特定建築物への太陽光発電システムの施工に係る技術向上に資する取組
- 二 自社又は提携他社と連携した取組による中小規模特定建築物への太陽光発電システムの施工に係る技術向上に資する取組
- 三 自社又は提携他社と連携した取組による東京ゼロエミ住宅を新たに建設するに当たっての設計及び施工に係る技術向上に資する取組

3 助成対象経費

助成対象事業に要する経費のうち、次に該当する経費（消費税及び地方消費税を除く。）の一部とし、詳細は別表に記載のとおりとする。

- 一 外注・委託費
- 二 研修等参加・実施費
- 三 専門家指導費

四 使用料・賃借費

4 助成金額

助成対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、第2項第一号又は同項第二号の場合は1,000,000円を、同項第三号の場合は2,000,000円を助成限度額とする。ただし、助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5 助成金の再度の交付申請

この要綱に基づき助成金の交付が決定された事業者は、既に申請をした取組とは別の取組で、再度の交付申請を行うことができる。この場合における助成金額は前項の規定のとおりとする。

(本事業の実施体制)

第5条 都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。
- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。
 - 一 公社が助成対象者に対して助成をするために造成する基金への出えん
 - 二 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助
 - 三 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務
- 3 都は、公社に対し、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

(本事業の実施期間)

第6条 本事業の実施期間は次の各項のとおりとする。

- 1 本事業の助成金交付申請の募集は、令和4年度から令和9年度まで行う。
- 2 本事業の助成金の交付は、令和5年度から令和10年度まで行う。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和4年12月26日付4環気環第229号）

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和5年8月24日付5環気環第192号）

この要綱は、令和5年8月24日から施行し、同年1月1日から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 4 日付 6 環気環第 504 号）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年 3 月 31 日までに交付要綱（令和 5 年 1 月 30 日付 4 都環公地温第 2637 号による制定から令和 6 年 7 月 11 日付 6 都環公地温第 1609 号による改正までの全ての設計・施工技術向上支援事業助成金交付要綱をいう。）第 6 条の助成金の交付申請書等の提出がなされた取組に係る助成金の適用については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

経費区分	備考
外注・委託費	<p>(ア) 自社で直接実施することが困難、又は適当ではないものについて、外部の事業者等（設備メーカー、大学、試験研究機関を含む。）へ委託する場合に要する経費</p> <p>(イ) 共同研究に要する経費</p> <p>(ウ) 規格等の認証、又は登録に要する経費</p> <p>(エ) 従業員による各種資格の取得に要する経費</p>
研修等参加・実施費	<p>(ア) 外部（資格認定団体、メーカー等）が開催する講習会や研修会への参加・資格取得に要する経費</p> <p>(イ) 都民向け説明会等の実施に要する経費</p>
専門家指導費	<p>外部（専門家、メーカー等）から技術指導を受ける場合に要する経費</p>
使用料・賃借費	<p>(ア) 取組の遂行に必要な施設等を新たに借りる場合に要する経費</p> <p>(イ) 太陽光発電システムの施工に必要な施工管理ツール等を新たに利用する場合に要する経費</p>